厚労省 マクロ経済スライドを改悪 年金 未実施分まとめて削減

しんぶん赤旗 2015年12月10日(木)

厚生労働省は8日の社会保障審議会年金部会で、年金給付の伸びを物価(賃金)より低く抑える「マクロ経済スライド」について、物価の上昇が小さい場合や物価下落時に実施できなかった給付の削減分について、物価上昇時にまとめて実施する考えを示しました。物価上昇時の年金削減幅がさらに膨れあがり、高齢者の生活を直撃することになります。

「マクロ経済スライド」は、年金財政の安定を口実に、物価(賃金)が上がっても、少子高齢化による年金財政への影響分(調整率)を差し引いて年金の伸びを抑える仕組みです。

ただし、前年の年金額より下がることがないように、物価上昇が調整率より低い場合は支給額を据え置き、物価下落時には下落分だけを削減して、調整率分は削減しません。

同省は、この現行ルールを見直し、物価上昇が小さい場合に実施できなかった削減分(調整率)の残りや、物価下落時に見送った削減分について、物価が十分に上昇した場合にまとめて実施する案を示しました。

この改悪で、物価上昇に伴い上げるべき年金額が抑えられ、実質削減を強いられることになります。

同省は昨年、物価下落時も含めて調整率を完全に実施する法改正を提案しましたが、世 論の批判をあびて今年2月、法改定を見送っていました。今回は、下落時などに実施でき なかった分を先送りして実施するものです。

年金積立金

GPIF改革の議論再開

毎日新聞 2015 年 12 月 8 日

厚生労働相の諮問機関、社会保障審議会の年金部会は8日、公的年金の積立金を運用する独立行政法人の組織改革について議論を再開した。理事長に運用権限が集中している今の「独任制」を見直し、「合議制」に移行する方針はおおむね合意しており、メンバー構成など具体案を詰める。厚労省は来年の通常国会に組織改革法案の提出を目指す。

見直しを議論しているのは、年金積立金約135兆円を運用する「年金積立金管理運用独立行政法人」(GPIF)。昨年12月に年金部会の作業班が「政治的な介入を防ぎやすくするため合議制に移行すべきだ」との報告をまとめている。

今後は、合議体のメンバーに、積立金の原資である年金保険料を支払っている労使の代表も含めるかどうかや、メンバーの任命に厚労相がどう関与するかなどを議論する。また、GPIFの自家運用について、現在は国債など債券のみで認めているが、株式にも広げるかなど運用面の見直しも検討する。

GPIFは昨年10月に国内外の株式の割合を倍増し50%に引き上げる運用資産の見直しを行った。当初、今年の通常国会に改革法案を提出する方針だったが、政府・与党内の調整がつかず見送っており、仕切り直しを図る。

田中秀明・明治大学公共政策大学院教授(財政・社会保障)は「カナダでは理事の指名に閣僚以外の『指名委員』を関与させ、独立性を慎重に考えている。合議制であっても、メンバーを厚労相が直接指名するようでは、政治の影響力排除にならない」と指摘している。【堀井恵里子】

社説

給付金3万円 矛盾の多いばらまきだ

毎日新聞 2015 年 12 月 9 日

政府は低所得の年金受給者約1250万人に対し、来年度1人あたり3万円を配ると決めた。今年度補正予算案と来年度予算案に盛り込む。

財政難の中、給付に約3900億円を投じる。だが、それに見合う景気底上げ効果があるかは疑問だ。また、政府は「子育て支援」を打ち出している。なぜ対象を年金受給者に限るのか説明がつかない。

さらに、政府は2017年4月の消費税率10%時に低年金者の痛税感を軽くする対策 として給付を始める予定だった。「前倒しの臨時給付金」と説明するが、狙いは全く違う。 政策が矛盾だらけではないか。

昨年4月の消費増税後、消費は振るわない。円安に伴う食料品などの価格上昇も家計を 圧迫している。

政府は今年2月にも、商品券などに使える自治体向け交付金(2500億円)を柱とした14年度補正予算を成立させた。

だが、7~9月期の国内総生産(GDP)改定値も個人消費の伸び率は下方修正された。 エコノミストの間では「商品券と同様に給付金も効果は限定的」との見方が強い。

効果のはっきりしない目先の景気対策よりも、人口減対策の充実などに取り組み、息の長い経済成長を目指すべきだ。安倍晋三首相は「1億総活躍社会」を掲げ、人口1億人維持を目標にしているはずだ。

政府は「アベノミクスによる賃上げ効果が及ばない低年金者に対策が必要」とも説明する。だが、生活が苦しいのは年金受給者に限らない。

賃上げは大企業の正社員中心で、賃金の低い非正規雇用者には十分及んでいない。非正 規雇用者は全体の4割を占める。若年層や子育て世代に多く、家計は厳しい。

首相はアベノミクス新三本の矢として「子育て支援」などを挙げた。政府は今年度補正 予算案に保育所整備として約500億円を計上する。 限られた財源の中から子育て支援に力を注ぐのなら、もっと手厚く配分し対策を加速すべきではないか。同じ低所得層でも年金受給者だけに給付するのは政策の一貫性を欠く。

給付の対象は、65歳以上で年金などの収入が年155万円程度までの約1100万人と、障害・遺族基礎年金の受給者約150万人だ。

政府は17年4月の消費増税時から低年金者に年6万円を配ることにしている。ただ、その対象は年収87万円程度までの約600万人と障害・遺族基礎年金の受給者だけだ。 増税に伴う低年金者対策という社会保障政策とされているためだ。

しかし、今回は給付対象が大きく拡大し、政策の狙いも全く異なる。来年の参院選目当 てのばらまきとみられても仕方がない。

軽減税率、加工食品 17 年 4 月から 財源最大 1 兆円規模

日本経済新聞 2015/12/10

自民、公明両党は9日、2017年4月に消費税率を10%に引き上げる際に導入する軽減税率の対象品目について、当初から生鮮食品に限らず加工食品まで含めることで合意した。必要な財源は最大1兆円規模を想定している。自民党は生鮮食品から段階的に拡大する案を主張してきたが、幅広く対象にするよう求める公明党に譲歩した。



安倍晋三首相と菅義偉官房長官、自民党の谷垣禎一幹事長が9日昼、首相官邸で1時間余り会談した。谷垣氏は公明党の井上義久幹事長と同日午後、都内のホテルで断続的に協議した。与党は16年度税制改正大綱の10日中の決定を目指している。

軽減税率の対象品目をどこまで広げるかが与党協議の最後の焦点。公明党はかねて、低所得者の負担軽減と個人消費の減退を防ぎたいとして、食料品への幅広い適用を求めていた。自民党は増税時は生鮮食品を基本とし、数年かけ加工食品に拡大すべきだと主張し、膠着状態が続いていた。

打開に向け、自民党は9日、増税当初から対象品目を幅広くせざるをえないとの方針に 転換した。精肉や鮮魚などの生鮮食品にパンや麺類などの加工食品を加える形だ。軽減税 率を2%分とすると、生鮮食品に加え、菓子類と飲料を除いた加工食品を対象にすれば、 消費税収の減収規模は約8200億円。菓子類と飲料も含めれば1兆円規模になる。

確保済みの財源は社会保障の充実策の一部見送りによる約 4000 億円のみ。不足する財源をどのように手当てするかは、めどが立っていない。事業者負担についても、生鮮食品だけが対象の場合で約 120 万の事業者が軽減税率に関係するが、加工食品を加えると関係するのは約 800 万の事業者すべてに膨らむ。食品を本業としない企業でも、来客用のお茶菓子などを購入したりすると、軽減税率と標準税率を区分けして経理する必要がでてくるためだ。

政府は流通業者などが商品管理システムの変更に対応できるよう、レジを改修する小規模な小売業者などへの補助金なども検討する。

与党は 10 日にも加工食品をどこまで含めるか最終的に詰める。加工食品の一部を対象にすると、例えば菓子パンは「菓子」なのか「パン」なのかというように、線引きが難しくなるとの指摘もある。このため、与党内では加工食品を対象にするなら1兆円規模にせざるを得ないとの見方が強まった。

17年4月の消費増税にあわせた軽減税率の導入は、14年衆院選で公明党が重点政策に掲げた。自民党との協議は停滞し、今秋にはマイナンバーカードを使って飲食料品の購入額から税率2%分を還付する代替案も検討した。公明党がこだわったことから還付案は撤回され、与党は再び軽減税率の内容を詰めていた。

マイナンバー時代、副業は難しくなる?

第 41 回 副業とマイナンバー

日本経済新聞 2015/12/9

マネーの達人、公認会計士・税理士の山田真哉さんに旬のマネートピックについて聞くコラム。今回のテーマは「副業とマイナンバー」です。来年から始動する税と社会保障の共通番号、いわゆるマイナンバー制度。これが始まると、会社に内緒でやっている副業がばれてしまうのでは? という疑問を持つ人がいるようです。本当のところはどうなのか、山田さんに聞いてみました。

■忘れがちな住民税申告

――マイナンバーの交付を巡っては各地でいろいろなトラブルが報告されていますが、 うちには先日届きました。これからこの 12 桁の番号と長いつきあいが始まるわけですね。 「マイナンバーは従来あった 11 桁の住民票コードを非可逆変換した数字なんですよ。そ の数式はというと……複雑ですね」

――見ただけでくらくらする数式です。ところでマイナンバーが導入されると、副業が会社にばれてしまうのかという疑問をよく見ます。実際、どうなんでしょうか。

「副業にも2種類あると思います。まず、会社員が自身のブログでアフィリエイトをしたり、掘り出し物を転売する『せどり』をしたりして、ちょっとしたお小遣い稼ぎをするケースです。この場合、会社からもらう給料は給与所得、副業は雑所得になります」

――給与所得以外の所得が 20 万円以下であれば、確定申告は必要ないということでしょうか。

「原則としてはそうです。ただし、年間 20 万円以下であっても、市区町村に住民税の申告をしなくてはいけません。会社の給与については、勤務先から各市区町村に『給与支払報告書』が送付されるので、それを基に住民税が決まります。副業に関しては、確定申告をするなら住民税申告は必要ありませんが、確定申告をしないなら、本来は市区町村に申告が必要なんですよ」

■副業分は普通徴収

――なるほど。それはマイナンバー制度とは無関係に、そもそもそういうものなのですよね。ただ……データがあるわけではありませんが、この「ちょっとした副業」について、

あえて確定申告したり、住民税の申告をしたりする人は、あまり多くないのではないかという気がします。

「善しあしは別として、そうかもしれません。副業で黒字が出ていれば、申告すると税負担は増えますからね。そもそも、マイナンバーで『副業がばれる』という言葉は、『勤務先にばれる』と『税務署や市区町村にばれる』の2種類の意味で使われていると思われます。まず、勤務先にばれるかどうかについては、副業について確定申告や住民税申告をしたとしても、副業分の住民税について給与から天引きされる『特別徴収』ではなく、『普通徴収』を選べば、マイナンバー時代になっても、会社には副業がわからないはずです」

――以前、「副業は会社にわかる? 住民税の不思議(2014年5月29日付)」で取り上げたように、副業部分の住民税については自分で納付するわけですね。

「ただ、税務署や市区町村のほうはどうかというと、マイナンバー時代には個人の収入を1つの番号で簡単にひも付けられるようになるので、ばれる可能性がかなり高くなります。例えば、アフィリエイトだとサービス提供会社から報酬という形で収入を得ますよね。サービス提供会社が源泉所得税を引いていれば、原則、『〇〇にいくら払った』という情報を『支払調書』で税務署に報告します」

――マイナンバーで変わりそうですね。

「マイナンバーが始まる前は、税務署は名前、住所、生年月日などで個人情報を付き合わせていました。だから、会社には住民票上の住所を知らせていても、副業は実家の住所や旧姓で登録して収入を得ているというような人がいると、それを同一人物だと把握するのは、困難だったのです。しかしマイナンバーだと、すぐに同一人物だとわかります」

詐欺

母親の年金詐取、62歳容疑者逮捕 小千谷・10年 前に病死 /新潟

毎日新聞 2015 年 12 月 9 日

小千谷署は8日、死亡した母親が生きているかのように装って日本年金機構から年金をだまし取ったとして、小千谷市桜町、無職、草野裕一容疑者(62)を詐欺と私文書偽造・同行使の疑いで逮捕した。

逮捕容疑は、2014年7月ごろ、年金の受給資格を確認する現況届に、既に亡くなった母親が生きているかのように偽って記載し、同機構に提出。今年4月までに計約64万円をだまし取ったとしている。草野容疑者は「間違いない」と容疑を認めているという。

同署によると、母親は05年7月に病死したが、草野容疑者は約10年にわたって老齢 基礎年金などを不正受給し続けていたという。不正受給の総額は約900万円に上るとみ られ、同署で調べている。【南茂芽育】

年金機構

改善計画を提出

毎日新聞 2015 年 12 月 9 日

日本年金機構は9日、約125万件の個人情報流出問題を受けての業務改善計画を厚生 労働省に提出した。全国に九つあるブロック本部を機構本部に統合することや、全国的な 人事異動を活発化させていくことなどが柱。2016年度から3年間を集中取り組み期間 としており、機構は外部機関のチェックを受けながら計画を実行していくという。【古関俊 樹】

日本年金機構、業務改善計画を提出

読売新聞 2015年12月09日

サイバー攻撃で約125万件の個人情報を流出させた日本年金機構は9日、業務改善計画を厚生労働省に提出した。

機構内に専門チームを設置して抜き打ち監査を実施し、外部の専門家が情報管理を定期的に確認するなどして再発防止を図る。

年金の個人情報を記録するシステムはインターネットから独立した環境とし、サイバー 攻撃を受けても情報が流出しないようにする。機構本部と全国の年金事務所の中間組織で ある「ブロック本部」を機構本部に統合し、意思決定を迅速にする方針も盛り込んだ。



遺族年金はいくらもらえるのか?

妻や子の生活費がいくらかを計算することはできても、自分が死亡した後の「収入」を計算できる人は少ない。前野氏は、父親が会社員という人が自身が亡くなった際に、家族が遺族年金をいくらもらえるのか考える手順を紹介した。夫婦共働きでも、妻の年収が850万円より低いのであれば下記は適用されるので参考にしてみてほしい。

①「子」がいるかどうか

遺族年金の支給額に大きく関わってくるのは「子がいるかどうか」ということである。子がいる場合、国の保障である「遺族基礎年金」が支給されるからだ。

「遺族基礎年金」の支給額は、子 2 人なら年間約 122 万円、子 1 人になると年間約 100 万円。ただし、支給期間は子が 18 歳(障害等級 1、2 級であれば 20 歳)になるまでとなる。「子」が 18 歳以上だと、遺族基礎年金は支給されない。

②「子」がいる場合、妻がいるかどうか

会社員であればさらに「遺族厚生年金」も支給される。ただし、妻がいるかどうかで「遺 族厚生年金」の支給期間は異なる。

妻がいない場合、「遺族厚生年金」の支給期間は子が18歳になるまでに限られる。一方、妻がいるのであれば、「遺族厚生年金」の支給期間は妻が死去するまで一生続く。さらに、子が18歳になったあとは「中高齢寡婦加算」が加わり、これは妻が65歳になるまで続く。(妻65歳以降は年金が支給される)

ちなみに「遺族厚生年金」の支給額は父親の年収や厚生年金保険の支払い期間によって 異なる。前野氏が今まで相談を受けたケースをみると、父親が 30 代なら年額 35 万円から 40 万円台後半になるケースが多いという。月額ではなく年額であることに注意したい。

③「子」がいない場合、妻がいるかどうか

子がいない家庭はどうなるのか。支給されるのは「遺族厚生年金」と「中高齢寡婦加算」のみとなる。ここでポイントとなるのは「遺族厚生年金」と「中高齢寡婦加算」の支給期間は妻の年齢によって異なることだ。妻が若いほど支払われる期間は短くなり、結果として妻が受け取る金額は少なくなるのだ。

具体的にいうと、妻が30歳未満であれば「遺族厚生年金」の支給は父親の死亡後5年間のみとなる。妻は20代と若く、子もいないので、再婚の可能性や再就職の可能性が高いと判断されるのである。「中高齢寡婦加算」は支給されない。

妻が 30 歳以上になると、「遺族厚生年金」は妻が死亡するまで支給される。さらに妻が 40 歳以上であれば、65 歳になるまでの間、「中高齢寡婦加算」も支給される。

ざっくり言うと、子どもがいない場合、妻に支給される遺族年金は下記のようになる。

妻が 30 歳未満→5 年間、年 40 万円 (200 万円)

妻が 30~39 歳→妻が死去するまで年 40 万円(約 1900 万~約 2300 万円)

妻が 40 歳以上→妻が 64 歳まで年 98 万円、65 歳以降は年 40 万円(妻 40 歳から支給 なら約 3200 万円)

※遺族厚生年金=年40万円、中高齢寡婦加算=年58万円、妻87歳で死去と仮定

④子も妻もいない場合。生計をともにする 55 歳以上の親がいるか

子や妻がいなくても、生計をともにする 55 歳以上の親がいるのなら「遺族厚生年金」が 支給され、親が死去するまで続く。

所得の低い年金受給者に 3 万円給付は高齢者優遇の バラマキか?

JIJIKO 2015/12/6

公的年金受給者の3割以上が対象

所得の低い年金受給者に3万円給付は高齢者優遇のバラマキか?政府は2015年度補正予算案に、所得の低い年金受給者を対象とした一人3万円の給付金を盛り込む方針を固めました。賃金引き上げの恩恵を受けられない年金受給者への対策と、低年金者の家計を支援することによって個人消費を活性化する狙いがあるものとみられます。

対象者は、65 歳以上の公的年金受給者約 1,100 万人と障害基礎年金や遺族基礎年金の受給者約 150 万人で、いずれも住民税非課税者であることが要件になるようです。平成 25 年度末現在、公的年金の実受給権者数は約 3,950 万人(厚生労働省「平成 25 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」)ですから、公的年金の受給権者の 3 割以上の人々が給付の対象にな

高額な給付金は高齢者優遇?バラマキ?

平成 21 年には「定額給付金」が、昨年からは消費税率引き上げの影響を考慮して住民税非課税者への「臨時福祉給付金」と子育て世帯への「子育て世帯臨時特例給付金」が導入されました。定額給付金は一人 12,000 円、臨時福祉給付金は一人 6,000 円(平成 27 年度)、子育て世帯臨時特例給付金は子供一人につき 3,000 円(平成 27 年度)です。それらと比較した場合、今回の給付金が高額であることがわかります。

現役世代は賃金引き上げの恩恵を受けられなくても、または低所得であってもこの給付金を受給することはできません。そのような給付金に子育て世帯臨時特例給付金の10倍もの額が支給されるのですから、「高齢者優遇」はもちろんのこと、投票率の高い高齢者への給付ということで「選挙対策のバラマキ」との批判が出るのも仕方ないことかもしれません。

一時的ではない政策こそ重要なのでは

厚生労働省の被保護者調査によれば、今年9月時点で生活保護を受けている65歳以上の高齢者世帯は約80万世帯で、生活保護受給世帯のおよそ半数を占めています。また、生活保護を受けていなくても、「下流老人」とも呼ばれる生活が厳しい高齢者が多くいることも事実です。

一方、現役世代にも非正規雇用としての就労が長期間続いたり、育児や介護のために退職 せざるを得ないなど、安定した雇用と収入の確保が難しい人も多く存在します。そのよう な人々は、保険料免除や未納などの期間が長くなり、将来年金受給額が低くなることも予 想されます。いわば「下流老人予備軍」です。

給付金で助かる人が多いのも確かでしょうが、給付金はあくまでも一時的に支給されるものであり、その効果も一時的なものです。非正規雇用で働く労働者の処遇改善やワークライフバランスの推進など、長期的な政策により注力することこそが重要であり、そうでなければ低年金の問題も解決されず、今後も「下流老人」が増え続けることになるのではないでしょうか。

主張

公的年金の運用損

国民の老後を不安にさらすな

赤旗 2015年12月4日(金)

公的年金の年金積立金の今年7~9月期の運用損益が、7兆8899億円の赤字となりました。四半期としては、2001年に厚生労働省が運用するようになってから過去最大の損失です。昨年10月から株式での運用を拡大したことによって、国内外の株価下落の影響をストレートに受けた形です。年金積立金は、老後の安心を支える「国民共通の財産」です。その貴重な資金を、変動の著しい株価に傾斜して運用することが、いかに危険かを浮き彫りにしています。国民の将来を不安にさらすことは、やめるべきです。

安倍政権の株価対策で

公的年金の積立金は、国民が月々こつこつと支払う国民年金や厚生年金の保険料のうち、まだ年金給付に使われていない部分によって成り立っています。積立金の規模は9月末で約135兆円です。厚労省が管轄する年金積立金管理運営独立法人(GPIF)が資金を管理・運用しています。債券や株式の運用によって得た収入は年金給付に使われますが、GPIFの最大の使命はあくまで「年金制度の運営の安定に貢献」です。

ところが安倍晋三政権は昨年10月、積立金の運用方針を大きく転換しました。資産運用割合を、これまで日本株12%、外国株12%であったものをそれぞれ25%に拡大した一方、比較的リスクが少ないとされる国内債券の割合を60%から35%に縮小しました。その結果、年金積立金から株式市場に数十兆円の新たな資金が投入されました。株価つり上げを狙った安倍政権主導の露骨な「株価対策」です。

リスクの高い株式での運用拡大の危うさをはっきり示したのが、GPIFが先月30日に公表した今年7~9月期の過去最大の運用損です。国内株は4兆3154億円もの赤字となりました。外国株の赤字も3兆6552億円です。今年8月以降の国内外の株価の大幅下落に直撃されたことは明らかです。政府やGPIFは、10月以降の株価が上がっていることなどを理由に「長期的な視点で見てほしい」と説明します。しかし、今四半期の赤字額は、今回の株価下落よりはるかに危機的だった08年のリーマン・ショック時よりも大幅です。変動が激しい株運用を広げれば広げるほど、積立金を不安定化させ国民の財産を危機にさらすことにつながるのは明白です。

安倍政権は、GPIFによる株式運用の拡大を「成長戦略」の大きな柱に位置付けています。GPIFは今年10月、「ジャンク債」といわれる、海外で格付けの低い債券を購入することまで決めました。国民の払った保険料を「元手」に「ハイリスク・ハイリターン」の道に突き進むことは、国民の年金を安全確実に管理・運営する姿勢と、あまりにかけ離れています。

「投機」の加速を許さず

"年金財政が大変"といって、国民に高い年金保険料負担と年金額カットを強いておきながら、株運用の拡大などで年金財政を危うくするやり方は、異常です。

年金財政を安定させ、安心の給付を保障する重要なカギは、積立金の安全運営とともに、 労働者の雇用安定と賃上げ、中小企業や農家などの経営安定などです。国民の懐を温める ことには背を向けたうえ、国民の老後の安心のための資金で「投機」を加速させる安倍政 治からの転換が急がれます。

公務員の60歳定年、延長せず=年金先送りで無収入 も-政府

時事通信 2015 年 12 月 4 日

政府は3日までに、原則60歳としている国家公務員の定年について、延長しない方針を固めた。2016年度から年金支給開始年齢が62歳に引き上げられるため、段階的な定年の引き上げを検討してきたが、人員配置上の問題から困難と判断した。15年度に定

年退職する職員は、最長で2年間の無収入期間が発生することになる。

年金支給開始年齢の引き上げにより、12年度以降に定年退職した職員からは、退職後に年金が支給されない期間が発生している。現在は満61歳以降に年金の部分受給が始まるが、16年度からは62歳に引き上げられる。さらに26年度からは65歳になるまで無年金となる。

退職後に無収入となる期間が発生しないよう、政府は定年の段階的な引き上げや再任用制度の活用拡大といった措置を16年度までに示すことになっている。今回、若手職員の育成や職員定数などの問題から、現段階での定年延長は見送ることにした。その一方、定年後に希望者が最大5年間勤務できる再任用制度の拡充を図っていく考えだ。

政府は、日本年金機構の水島藤一郎理事長(68) を再任する方針を固めた。

読売新聞 2015年12月03日

機構から受給者の基礎年金番号など125万件の個人情報が流出した問題で責任を問う声も出たが、引き続き水島氏に組織の立て直しを担わせる。

水島氏は三井住友銀行副頭取を経て、2013年1月に機構の2代目の理事長に就任。 14年1月に再任され、任期は今月末までとなっている。

「低年金」救済策、利用者は116万人 国の想定下 回る

久永隆一、井上充昌 朝日新聞 2015年12月2日

政府による今後の低年金・無年金対策

年金がもらえない「無年金」や年金額が少ない「低年金」の救済策として、9月まで実施された国民年金保険料を後納できる特例制度は対象の6%程度が利用した。政府は「1億総活躍社会」に向けた緊急対策にも低年金対策を盛り込むなど、さらに救済を図るが、効果的な手立ては乏しい。

年金は保険料を払った期間に比例して受け取る額が変わり、払った期間が25年に満たないと無年金になる。9月まで3年間実施された救済策は、保険料を後からさかのぼって納められる期間を本来の過去2年分から過去10年分まで特例で延長。加入期間を延ばして低年金や無年金を減らす狙いだ。

過去10年に未納がある加入者約2千万人が対象で、日本年金機構がまとめた8月末までの利用者は約116万人(5・8%)にとどまった。厚生労働省は10%の200万人程度の利用を見込んでいたが、機構の担当者は「9月の駆け込みもなく、最終的な利用率も大きく変わらない」という。

低調だったのは、限られた期間内に追加分の保険料を工面する経済的余裕がなかったことも背景にあるとみられる。利用者のうち、8月末までに年金受給者になった人で年金額

が増えたのは約6万5千人。このうち無年金から抜け出せたのは約2万8千人だった。

国民年金は通常、20歳から60歳まで40年間保険料を納めると満額(今年度は月約6万5千円)を受け取れる。2013年度に国民年金だけ受給した約789万人の平均額は月約5万円で、3割強は月4万円未満だった。

ログイン前の続き低年金や無年金では老後の生活が安定せず、生活保護の受給者も増え かねない。そのため政府は様々な対策を示している。

年金制度の枠内での救済だけでなく、消費増税分を財源に給付金も支給する。消費税率が10%に上がる17年4月から配る年金生活者支援給付金は最大月5千円で、約500万人が対象。本来は15年10月からの予定だったが、増税時期が1年半ずれて先送りされた。

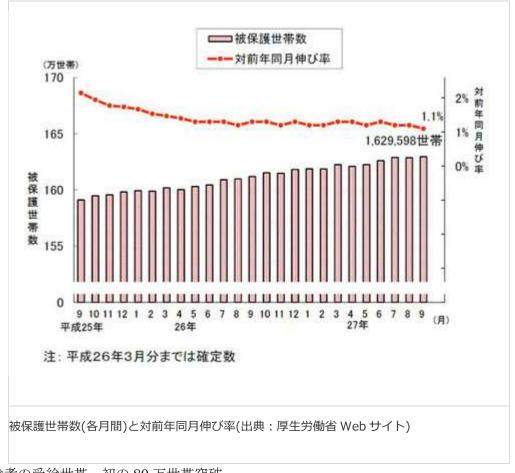
これとは別に「1億総活躍社会」に向けた緊急対策では、1人あたり3万円程度の一時的な給付金を配ることも検討。対象は約1千万人と見込み、今年度補正予算で対応する考えだ。

一方、「10年後納」の特例終了を受け、10月から3年間の限定で「5年後納」の特例を開始。対象者は「10年後納」と重なるため、効果は未知数だ。(久永隆一、井上充昌)

年金足りずに生活保護を…9月の"生活保護受給世帯"が過去最多、高齢者世帯増

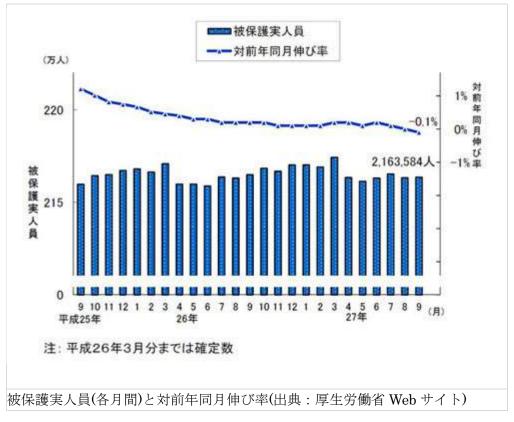
マイナビ [2015/12/02]

厚生労働省は 2 日、2015 年 9 月分の被保護者調査の結果を発表した。それによると、9 月 時点の生活保護受給世帯は前月比 874 世帯増の 162 万 9,598 世帯となり、過去最多を更新した。増加は 2 カ月ぶり。前年同月比では 1 万 7,645 世帯増加した。



高齢者の受給世帯、初の80万世帯突破

生活保護受給者数は前月比 228 人増の 216 万 3,584 人と、2 カ月ぶりの増加。前年同月比では 1,325 人減少した。



世帯別にみると、高齢者世帯(男女とも65歳以上の世帯、またはこれらに18歳未満の未

婚者が加わった世帯)が全体の 49.4%に当たる 80 万 301 世帯と、初めて 80 万世帯を突破し 最も多くなった。以下、働ける世帯を含むその他の世帯が 27 万 2,564 世帯、傷病者世帯が 25 万 3,386 世帯、障害者世帯が 18 万 9,752 世帯、母子世帯が 10 万 4,723 世帯と続いた。 同省は「高齢者世帯において、年金が足りずに生活保護を受給する世帯が増えている。今 後も高齢者世帯の受給世帯は増加すると予想している」と分析している。